

- ⑤ 精算用計量器で計量し、手数料を支払う。
ごみを降ろしたのち、精算用計量器で計量し、手数料を支払います。

一般個人	10kgにつき33円(税込) 最大積載量1.5t未満の車両に限りです。 最大積載量1.5t以上の車両で搬入した場合は、 料金および持ち込みできないものの扱いが事業系となります。
事業系	10kgにつき110円(税込)



注意事項

- 受付時間を守ってください。

平日(月～金)	8:00～11:45、12:45～16:00 <u>11:45～12:45は受付を行いません。</u>
日曜日(月に一度)	8:00～11:30 月に一度、一般個人ごみ(最大積載量1.5t未満の 車両に限る)の日曜日受付を行います。 奇数月は第3日曜日、偶数月は第4日曜日です。

- ごみの搬入には搬入申請書の他に**身分証明書(運転免許証等)**が必要です。
○御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町以外のごみは搬入できません。
○手数料免除のごみ(災害ごみ、ボランティア活動で発生したごみ等)は、これまでと同様に、事前に役場が発行する許可証が必要です。
○清掃センターで処理できないものは、持ち込みできないものとして搬入をお断りします。

持ち込みができないもの(主なもの)

一般個人・事業系共通で持ち込みができないもの

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 油(植物性以外) 網(漁網) 石膏ボード、サイディング材 FRP製品 仮設トイレ 家電リサイクル品 瓦 自動販売機 焼却灰 タイヤ | <ul style="list-style-type: none"> 断熱材 動物の死体 土砂、コンクリート トタン(FRP入り) 農ビ、マルチ(農業用) 農薬(ピクリン)の缶 バイク(排気量50cc超) バッテリー パソコン(PCマーク入り) プロパンボンベ など |
|--|---|

事業系として持ち込みができないもの

- 畳(ポリスチレンフォーム使用)
- 自動車部品
- 塩ビ配管
- 発砲スチロール
- 建築廃材
- 廃プラスチック類
- コンパネ
- 太陽光パネル など

■お問合せ 御坊広域清掃センター ☎29-3030

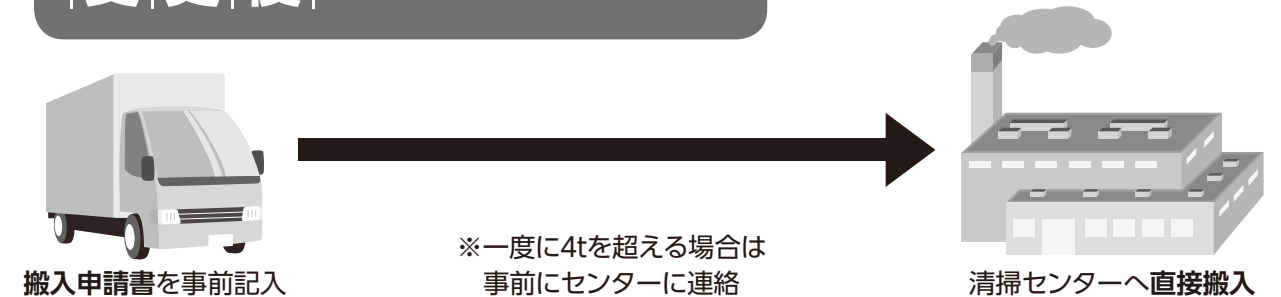
令和3年4月1日から 御坊広域清掃センターへのごみ搬入方法が変わります

御坊広域清掃センターへのごみの搬入は、これまでは役場で発行する許可証が必要でしたが、**令和3年4月1日**から、事前に搬入申請書を記入したうえで、**直接**清掃センターに持ち込めるようになります。

変更前



変更後 (令和3年4月1日から)



新しいごみの搬入方法

- 事前に**搬入申請書**を入手し、必要事項を記入する。
■入手方法：役場、御坊広域行政事務組合のホームページから入手
役場、清掃センターの窓口で入手
- 御坊広域清掃センター搬入窓口にて**搬入申請書**を提示する。
■申請者の確認：ごみを搬入した本人の確認を身分証明書(運転免許証等)で行います。
■発生場所確認：ごみの発生場所を確認します。
■搬入物の確認：ごみの内容を確認します。
- 搬入用計量器で計量する。
車両にごみを積載したまま、搬入用計量器にて計量します。
- ごみを所定の場所に降ろす。
職員の指示にしたがって、ごみを所定の場所に降ろします。

